

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p>(税関様式 C 第 5610 号 : 裏面)</p> <p>本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 3 第 5 項 (同法第 7 5 条において準用する場合を含む。)の規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。 (1) 業として輸出されるものでないものである場合</p> <p><u>(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</u></p> <p>(2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合 (3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 2 第 2 項 (同法第 7 5 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 (1) 当該貨物の保税地域 (他所蔵置場所を含む。)での廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。 (2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。 (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正 (簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。 (4) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)</p>	<p>(税関様式 C 第 5610 号 : 裏面)</p> <p>本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 3 第 5 項 (同法第 7 5 条において準用する場合を含む。)の規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。 (1) 業として輸出されるものでないものである場合</p> <p>(2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合 (3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 2 第 2 項 (同法第 7 5 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 (1) 当該貨物の保税地域 (他所蔵置場所を含む。)での廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。 (2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。 (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正 (簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。 (4) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p>(税関様式 C 第 5612 号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 3 第 5 項規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。 (1) 業として輸出されるものでないものである場合</p> <p><u>(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</u></p> <p>(2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合 (3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。 (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。 (3) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)</p>	<p>(税関様式 C 第 5612 号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 3 第 5 項規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。 (1) 業として輸出されるものでないものである場合</p> <p>(2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合 (3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。 (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。 (3) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p>(税関様式 C 第 5810 号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 9 第 5 項の規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。 (1) 業として輸入されるものでないものである場合</p> <p><u>(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</u></p> <p>←(2) (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合 ←(3) (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合 ←(4) (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 8 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 ←(1) (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。 ←(2) (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第 2 条第 1 号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。 ←(3) (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。 ←(4) (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。 (5) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)</p>	<p>(税関様式 C 第 5810 号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 9 第 5 項の規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。 (1) 業として輸入されるものでないものである場合</p> <p>←(2) (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合 ←(3) (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合 ←(4) (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 8 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 ←(1) (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。 ←(2) (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第 2 条第 1 号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。 ←(3) (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。 ←(4) (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。 ←(5) (5) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p>(税関様式 C 第 5812 号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 9 第 5 項の規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。 (1) 業として輸入されるものでないものである場合</p> <p><u>(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</u></p> <p>(2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合 (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合 (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 8 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。 (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。 (3) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)</p>	<p>(税関様式 C 第 5812 号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 9 第 5 項の規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。 (1) 業として輸入されるものでないものである場合</p> <p>(2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合 (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合 (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 8 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。 (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。 (3) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)